

本校の服装・頭髪規定は以下のようになっています。裏面の「購入物品について」と合わせて熟読し、入学の際の制服その他の購入を、予めご計画ください。

第1条 制服

Aタイプ・・・(冬服) 所定のブレザー・スラックス・長袖シャツ・ネクタイ。
(夏服) 所定の半袖シャツ・スラックス。

Bタイプ・・・(冬服) 所定のブレザー・スカート・長袖シャツ・ネクタイまたはリボン
(夏服) 所定の半袖シャツ・スカート
ただし、Bタイプの制服については、スカートの代わりに所定のキュロット、スラックスを選択してもよい。
Aタイプ・Bタイプとも、所定のセーターを着用しても良い。
制服を勝手に加工したものは、制服とは認めない。(再購入)

第2条 上履

学校所定のスリッパを使用する。

第3条 靴下(Aタイプ・Bタイプとも)

- ・色は、白・黒・紺
- ・長さについては、ショート丈でもよいが、くるぶしが完全に隠れる長さの物
- ・ワンポイントやラインの入っていない無地の物が望ましい

第4条 靴

通学用の靴については、素材・色ともに自由とする。ただし、クロックスやサンダル履き等は不可とする。

第5条 鞆

リュック型の物(素材・色ともに自由)とする。

第6条 頭髪

髪形および頭髪の長さについては、学校の指示に従うこと。なお、パーマネット、ストレートパーマ、カール、染髪、奇抜な髪型等は禁止する。また、頭髪に飾りを着けてはいけない。

第7条 ベルト

スラックスには必ずベルトを使用する。華美でないものとする。

第8条 防寒着

(1) コート・ジャケット

色柄は黒、紺、グレー、茶などの地味な色で、絵柄やロゴの入っていない無地の物が望ましい。

パーカーをブレザーの中に着込んだりしないこと。

ベンチコートは不可。

(2) マフラー

華美でない、適切な長さの物とする。

(3) タイツ

タイツ(黒)を着用する場合は、ハイソックスは履かなくても良い。

(4) 着用について

校舎内では着用しない。

着用時期については、別に示す。

以上の条件を満たしたものに限り、着用を許可する。

第9条 補繕

本校所定の制服及び物品には補繕以外変形等一切手を加えてはならない。

第10条 その他

(1) 特別の事情により異装を必要とする場合は、別紙様式により保護者から願い出て許可を得なければならない。

(2) 気象状況により、別に着用規定を指示する場合もある。